

香川障害フォーラムの要望に対する回答（香川県）

【要望 1】 障害者が地域で自立して生活するために公営住宅への優先入居のほか、民間住宅を公営住宅として借り上げる制度を活用し入居促進を図って下さい。

【回答 1】 県営住宅においては、スロープ・手すりの設置や浴室、便所の改修など、障害者が円滑に利用できるよう既存施設の改善に取り組み、入居収入基準の引き上げや登録入居制度により、障害者世帯の入居に配慮しているところである。なお、民間住宅の借り上げについては計画していない。

【要望 2】 障害者等が入居可能な民間賃貸住宅について「あんしん賃貸住宅支援事業」を行政が不動産関係事業者の説明して下さい。

【回答 2】 「あんしん賃貸支援事業」は、行政と不動産関係事業者、福祉事業者が連携して、障害者などが安心して賃貸住宅に入居・居住できるよう賃貸住宅の登録情報や、居住支援に関する情報の提供を行うものであるが、障害者の入居に対する家主の不安を払拭し、積極的な登録に結びつけるには、居住サポートの体制が整っていることが不可欠であることから、市町の居住サポート事業の立ち上げや、NPOなどの支援団体に居住支援の取組みを促すこととし、不動産関係事業者の説明などについては、その整備状況を踏まえながら対応を図りたい。

【要望 3】 障害者世帯への家賃債務保証については、全国組織である「高齢者住宅財団」で制度が設けられているが、賃貸住宅の経営者と財団の間で基本約定を締結することが保証の前提となっている。経営者への制度周知をし債務保証制度の利用が可能な賃貸住宅の拡大に努めて下さい。

【回答 3】 高齢者住宅財団による家賃債務保証制度については、これまでも周知を行ってきたところであるが、制度の活用が家主の自発的な取組みに委ねられており、民間企業による債務保証制度が各種整備されていることもあって、全国的にも普及が進んでいない。しかしながら、債務保証により貸し手の不安を解消するとともに、こうした賃貸住宅の情報を借り手に提供することは、障害者世帯等の居住の安定を図る上では極めて重要な取り組みであると考えており、県としては、引き続き機会をとらえて仲介業者団体、賃貸住宅経営者団体への周知を行ってまいりたい。

【要望 4】 公共機関・施設に耳マークを設置して中途失聴者・難聴者への対応を図ってください。

【回答 4】 耳マークについては、聴覚障害者の方のコミュニケーションの支援に有効な手段であることから、県では、現在、県庁本館受付、障害福祉課、中央病院などに設置している。また、県内では、市町、金融機関、病院などでも設置が進んできているところである。今後とも、公共施設等への耳マークの設置について周知啓発に努めてまいりたい。

【要望 5】 公共施設にマイク対応の磁気誘導ループ（磁波による補聴設備）、文字表示装置（電光掲示板）を装備してください。

【回答 5】 県では、「香川県福祉のまちづくり条例」に基づき公共的施設のバリアフリー整備の基準を定めるとともに、事業者の自主的・自発的な整備を期待する基準として「より望ましい基準」を定めている。磁気誘導ループその他の聴覚障害者に配慮した装置の設置は、集会場・劇場等の客席における「より望ましい基準」として設けられているため、公共施設の整備にあたっては、条例の整備基準と併せて普及・啓発を行ってまいりたい。なお、県の施設では、香川県社会福祉総合センター、香川県聴覚障害者福祉センター、かがわ総合リハビリテーションセンターに磁気誘導ループによる補聴装置が導入されている。

【要望 6】 県主催の行事などに要約筆記・手話など中途失聴者・難聴者やろうあ者が参加できる情報保障を整備して下さい。

【回答 6】 現在、サンサン祭りや県障害者スポーツ大会、じんけんフェスタなどの行事については、手話・要約筆記による情報保障を行っているところである。今後とも、県主催行事における手話や要約筆記による情報保障に努めてまいりたい。

【要望7】 障害者基本計画（プラン）策定のための推進協議会委員に香川障害フォーラムを委員に推薦して下さい。

【回答7】 現在の香川県施策推進協議会の委員は、平成22年に選任したところであり、委員の選任にあたっては、各障害者の代表や学識経験者等の中から適任と思われる方に委嘱を行った。平成24年度以降の「障害者基本計画」の策定にあたっては、県内の障害者団体の方々のご意見も幅広くお聞きし計画に反映していきたいと考えています。

【要望8】 障害のある子ども普通学級で共に学ぶため、本人や保護者が求める「合理的配慮」と必要な支援を保障して下さい。

「インクルーシブ教育」実現のための教育予算の確保及び教職員の配置を適切に行って下さい。

【回答8】 現在、障害のある子どもが通常の学級で学ぶ場合については、教員や特別支援教育支援員が食事、排泄、教室の移動補助や学習活動上のサポートを行うなど、子どもに応じた配慮が行われているところであり、県教育委員会としては、適切な指導や必要な支援が行われるよう、市町教育委員会に働きかけていきたい。今後とも、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう努めてまいります。

【要望9】 台風や地震などの災害時に、聴覚障害者などに配慮しFAXによる避難の連絡ができるように市・町と連携したシステムづくりをして下さい。

【回答9】 災害時における避難場所の確保や住民への連絡は、地域防災計画等に基づいて市町が主体となって行うべきものではあるが、県としても障害者への情報伝達に際して、障害特性に配慮するよう市町への周知啓発に努めてまいります。また、県で提供している、携帯電話のメール機能を利用した「避難情報配信サービス」の利用についてもご検討いただきたい。

【要望10】 盲導犬の医療費を補助して下さい。

【回答10】 本県では、身体障害者の社会参加を促進するため、希望者に対して、補助犬訓練施設に委託（1頭あたり189万円）することにより育成した盲導犬をはじめとする身体障害者補助犬の給付を行っている。これまで19頭の給付実績があり、現在7頭の盲導犬が稼動中である。飼育に関しては、受給者の責任で行うことを給付の条件としていることから、医療費等については、受給者に負担をお願いしているところであるが、補助犬の衛生管理に必要な費用（健康診断・ワクチン接種等の健康管理費等）の助成について、現在、検討しているところである。また、昨年9月、補助犬受給者に対し、一般社団法人日本小動物獣医師会が行う年間1万円までの助成措置（同会に所属している会員病院において、治療、疾病予防措置または健康診断を受けた場合）について情報提供したところである。

【要望11】 重度心身障害者の医療費を補助して下さい。

【回答11】 重度心身障害者の医療費の一部（医療保険の自己負担部分）については、昭和49年度以降、各市町がその条例に基づき助成しており、県では市町に対し、市町が助成した額の2分の1の額を単県で補助している。県の補助制度は、昭和51年度までは身障手帳1級・2級の方を、昭和52年度以降は身障手帳1級から3級の方を対象に実施している。なお、身障手帳4級の方については、各市町の判断により、市町単独で助成している。

【要望12】 郵便投票を簡素化して下さい。

【回答12】 郵便等による不在者投票については、公職選挙法及び公職選挙法施行令により、その対象者、手続きなどが具体的に定められており、現状の郵便投票を簡素化するには、法令の改正が必要となる。なお、ご要望があったことについては、その趣旨を国に対し、お伝えすることとしたい。

【要望13】 押しボタン式の信号機を音声にしてください。（押しボタン式の信号機のところに、ボタンを押しにくい障害者のために、感知機能を備えて欲しい。）

【回答13】 感知機能を持った押しボタン信号機としては、交通弱者用の信号機がありますが、交通弱者の方にペンダント型の探知機を購入していただきお持ちいただくこととなります。また、交通弱者用の信号機の設置については、市町を通じて要望していただければ、年2回実施する「総合現地診断」において、その必要性等を検討してまいります。